

アトレチコ東京フットサルクラブ規約

第1項 総則

第1条(名称)

当クラブは アトレチコ東京フットサルクラブ (Atletico Tokyo Futsal Club)とする。

第2条(所在地)

当クラブの事務局は東京都中央区に置く。

第3条(理念)

当クラブはフットサルを通じて会員相互の親睦と懇親をはかるとともに、心身の健康増進に努め、また、フットサルのルールや競技技術を習得することで日本でのフットサル普及に貢献する。

第4条(活動)

当クラブは前条の目的を達するために次の活動を行う。

1. 東京都内におけるスポーツ施設を利用して定期的にフットサルの練習を行う。
2. 年1回以上、宿泊を伴う合宿を実施し、会員間の親睦と健康増進を図る活動を実施する。
3. 東京都内におけるスポーツ施設を利用して定期的に大会、並びに対外試合を開催し、フットサルの普及と技術の向上に努める。
4. 積極的に各都道府県主催の審判講習会に参加して、競技規則を習熟し資格認定を受けよう努める。
5. その他、必要に応じて会員間の親睦と健康増進のために適宜、活動を行う。

第2項 プレーヤー

第5条(入部)

所定の回数(原則3回以上)、活動に参加し、会費を納入の上、所定の事項をクラブに登録を行い、クラブが承認した場合に、はじめて入部できる。

第6条(退部)

自己の意思をもって本クラブを任意することができる。退会にあたってはクラブへ電子メールもしくは書面にて退会の理由を記載した退会届を提出し、受理した月の末日をもって退会とする。その場合、会費等、事前納入されたもの返金を行わない。なお、再度、入部の場合には所定回数なしにメンバー登録が可能である。

第7条(休部)

一定期間、遠隔地への赴任を伴う仕事や出産、育児、怪我などのやむを得ない事情により活動に参加できない場合には、事前に通告することで参加表明を行うことなく休部することができる。休部の期間は最長で1年間とし、それ以上の休部の場合には、休部の期間が終了する1ヶ月前にチームに延長の申し出を行うものとする。また、休部の延長の申し出がなかった場合には、期限終了の1ヶ月後に除籍とする。休部に当たっては、登録されている背番号は失効となる。ただし、ユニフォームを購入済みの場合に限り、背番号は保持される。

第8条(名誉会員)

当クラブに3年以上在籍し、特にチームへの貢献が高かったもので、遠隔地などへ居住を移したことにより、恒常的な参加ができないメンバーを特別に名誉会員として半永久的に登録することができる。なお名誉会員の選出は理事会の推薦によるものとする。なお、名誉メンバーに選ばれたものの背番号は失効となる。活動に参加する場合には、会費は不要だがビジターと同額の参加費を徴収する。

第9条(除籍)

規約に違反した場合や、著しく他の会員に不利益を生じる行動を行った場合、会費を入部ないし更新日から1ヶ月以内に未納の場合、行動規範に著しく反する行動を取っている場合に、自己の意思にかかわらず本クラブは除籍をすることができる。また除籍になったものは、いかなる理由があっても本クラブに再度、入部することはできない。

第10条(入部資格)

本クラブの入部については、以下の入部資格を満たした場合に入部できるものとする。

1. 本規約の内容について同意していること
2. 本クラブの活動の目的に賛同し、積極的に参加する意思のあること
3. 本クラブの他のメンバーと積極的に親睦を深め協調性を持って活動に参加することができること
4. 原則として本クラブ以外の複数クラブでメンバーになっていないこと(ただし、やむなく掛け持ちとなる場合には相互クラブ間の活動に参加することに対し、支障を来さないことを約束できること)
5. パーソナルコンピューターもしくは携帯電話もしくはそれに類するものを所持し、随時、活動への参加表明、ならびに本クラブと連絡が取れる環境を確保し、決議事項などに対し、滞りなく回答できる状態にあること
6. 所定の会費、参加費を遅滞なく支払いができること

第3項 費用

第11条(会費)

本クラブの円滑な運営のため、会費として以下の費用を年会費として納入しなければならない。

1. 年会費として6000円を納入すること。ただし、U22プレーヤー(4月1日時点での満年齢が22歳未満)の場合には、年会費を免除する。
2. 支払期限は入部を承認された後、1ヶ月以内、もしくは年度をまたぐ更新の場合には、年度をまたいだ日から1ヶ月以内に納入することとする。
3. 年度中の入部の場合には、6000円を月割りにして金額を算出し、会費として徴収する。
4. 但し、クラブが認めた場合に限り、上半期(4月～9月)と下半期(10月～3月)に分割して納入することができる。但し、下半期分については下半期のはじまる9月末日までに納入しなくてはならない。
5. 一度納入された会費はいかなる理由があろうとも返金を行わない。

第12条(メンバーの参加費)

本クラブの活動に参加する場合には、別途、参加費を支払うものとする。参加費は男子1000円、女子は500円とする。

また大会(アトレチコ東京主催か否かにかかわらず)、その他イベントについては実費を参加費として徴収する。

第13条(ゲスト、ビジター、ヘルプの参加費)

ゲストとビジター、ヘルプを以下の通り定義する。

1. **ゲスト**:入部を前提としたお試し参加の範囲内(上限3回)で参加されるものを指す。参加費は、メンバーと同額とする。
2. **ビジター**:入部を前提をしたお試し参加の範囲外、ならびに休部、元メンバー、入部を前提としない友人・知人で参加されるものを指す。参加費はメンバー参加費の500円増とする。
3. **ヘルプ**:練習試合において必要人数に満たない場合に、人数調整の目的でクラブが承認した場合の参加のものを指す。参加費はメンバーと同額とする。

第14条(参加費における特例)

参加費は半期毎に見直しを行い、チームの財政状況を考慮して、メンバーの過半数の同意を

持って、徴収額の増額を行うことがある。

第15条(メンバーの負担)

個人の使用する備品、ならびにチームユニフォームの購入費用については、プレーヤー個人の負担とする。但し、ビブスや救急用具などチームで共有する備品については、チームがその費用を負担する。

第4項 組織

第16条(事務局とスタッフ)

本クラブは、円滑な活動を行うために事務局を組織する。また事務局のメンバーをスタッフと称する。

第17条(スタッフの構成)

本クラブの事務局は以下のメンバーから構成される。

1. ゼネラルマネージャー(GM)1名:本クラブの運営を統括し、活動の企画、手配などを行うと共に、他スタッフの補佐を行う。
2. 会計1名:本クラブの会計を執行し、年会費並びに活動時の参加費の徴収、並びに年1回以上の決算報告、会計報告を行う。
3. アシスタントマネージャー3名:通常の活動運営を行い、GMの補佐を行う。うち1名は女子とし、女子メンバーのフォローを行う。
4. 監査役1名:チームスタッフの職務が公正に滞りなく行われているかを調査し、チーム運営に助言を行う。チームの円滑な運営を妨げる行為がスタッフにあった場合にはチームスタッフを罷免することができる。なお選出はメンバーもしくは名誉会員から選ぶものとする。

なお、必要な場合においては、両者の協議の上、各スタッフ業務を他のスタッフに委託できるものとする。また、必要に応じて、補佐ないしは人数の増減を可能とする。但し、監査役の任については、委託することはできない。

また、GM不在時は会計もしくはAMがGM代行として運営を行う。

第18条(事務局の会合の実施)

事務局の会合は必要に応じ、スタッフからの申し出により随時、開催することができる。但し、年1回、スタッフの3分の2以上の参加による事務局の会合を実施する努力を行う。

決議については理事会の3分の2の賛成を要するものとする。

第19条(事務局の任期)

事務局の任期は1年(4月～翌年3月)とする。会計、強化、チーム監督については最大任期を2年までとし、それ以上の再任はできないものとする。但し、本人の意向により再任をする場

合には、再任を妨げない。(最大任期満了後、1年を経過した場合には、最大任期を満了したスタッフへ再任することができる)

第20条(事務局の選出)

事務局のメンバーのうち、自薦以外のものの選出については、メンバーによる投票により、一番、得票数の多かった者を選出するものとする。ただし選出された者が休部の場合には次点の者を選出する。

第21条(総会)

プレーヤーが参加する総会を、理事会の主催において年1回以上開催するよう努力をする。但し、インターネット上のスペースもしくはメーリングリストなどの手段で、それに代えることができるものとする。

なお決議事項については、総会参加をしたプレーヤーの過半数をもって決議とする。(インターネット上においては、決議事項に対する回答を参加者数とみなし、その過半数をもって決議とする)

第22条(会計)

本クラブの会計年度は4月から翌年3月までとし、会計年度が終了後、すみやかに運営委員会に会計報告を行い、運営委員会の承認の後、本クラブのウェブサイトにてそれを公開するものとする。

第6項 罰則第22条(罰則)

本クラブでは以下に示す罰則以外には、いかなる罰則も設けない。

1. 除籍(第11条の規定に基づく)
2. 一定期間の参加禁止
3. 無連絡不参加に対する罰金
4. チーム運営に対する無償奉仕

第23条(無連絡不参加に対する罰金)

活動当日の一週間前の同様日までに参加表明がなかった場合には、ペナルティとして罰金を支払うものとする。また、当日に参加だったものを不参加になった場合、もしくは前日までにさらに参加表明がなかった場合にもペナルティのとして罰金を支払うものとする。罰金は各500円とし、また支払の期限は当該活動日から各上期、下期の最終日までとする。支払期限を守らない場合には第11条の規約に基づき、除籍をする。

第24条(チーム運営に対する無償奉仕)

前条において負担すべき罰金については、ビブスの洗濯に代えることができる。ビブス洗濯 1 回につき 500 円分の奉仕と定める。

第 25 条(著しい活動時の悪質なプレーに対する処罰)

練習試合においてフットサルルールに則っているか否かにかかわらず、相手チームをヒートアップさせるようなプレーやラフプレーなど（具体的には以下）を行ったメンバーについてはGM、AMの協議の上、一定期間、練習試合・通常活動の参加を禁止するものとする。

なお、通常の活動においても改善がない場合、もしくは、著しく危険であると判断された場合についても同様とする。

- 1) スライディングの禁止
- 2) 相手選手をいかなる理由でもケガさせるのを禁止
- 3) 手を必要以上に使用して相手選手と競り合うのを禁止
- 4) 女子プレーヤーに対し危険なプレーの禁止

第7項 改正

第26条(改正)

本規約の改正は別に定める運営委員会において、その3分の2以上の賛成で、これを発議し、別に定める総会において、その過半数の承認により施行されるものとする。

第8項 解散

第27条(解散)

本クラブの解散は運営委員会の3分の2以上の賛成の後に、別に定める総会において、その過半数の承認をもって行うものとする。

第28条(残余資産)

本クラブの解散に伴う残余財産は、運営委員会の3分の2以上の賛成の後に、別に定める同会において、その過半数の承認をもって行うものとする。

第9項 その他

第29条(免責事項)

本クラブの活動への参加については、すべて自己責任とし、そこで生じた犯罪・盗難等については一切の責任を負わないものとします。また、活動中に発生した事故については、必要な応急処置、ならびに、各自が任意で加入する傷害保険等の範囲で対応するものとする。

第30条(禁止事項)

本クラブにおいて、特定の宗教・政治的思想または営利のためにその名称を利用し、また活動することができない。また、当クラブは特定の個人または団体に対し、不当な利益または不利益を与える運営をすることができない。

附則

この規約は平成 18 年4月1日より施行する。

この規約は平成 19 年 4 月 1 日より一部、改正の上、施行する。

この規約は平成 21 年 4 月 1 日より一部、改正の上、施行する。

この規則は平成 22 年 4 月 1 日より一部、改正の上、施行する。

この規則は平成 23 年 4 月 1 日より一部、改正の上、施行する。

この規則は平成 24 年 4 月 1 日より一部、改訂の上、施行する。

この規則は平成 25 年 4 月 1 日より一部、改訂の上、施行する。

この規則は平成 26 年 4 月 1 日より一部、改訂の上、施行する。